

## 意見公募手続きにより提出された意見、その考慮の結果及び理由について

- 1 規則等の案の題名  
児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準の一部改正について（案）
- 2 意見公募手続きを実施した期間  
令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 7 月 12 日（水）まで
- 3 提出された意見の件数  
1 件
- 4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	市のホームページで初めて知りました。保育料第 2 子以降無償化のようにもっと周知をしてください。 いつから対象になるか分からないので、制度を広く周知する必要があると思います。	提出された意見を規則等の内容に反映しない。	提出された意見は、規則等の内容に関するものではなく、制度の周知に関する意見であるため。 なお、制度に関する周知については、市ホームページ・事業所に対する説明会・各区障害者支援課でのサービス申請時の周知を実施しており、今後、市の広報紙に掲載を予定しています。

※提出いただいた意見は一部整理し、記載させていただきました。また、提出いただいた意見の詳細は、担当課又は市政情報コーナーにおいて、確認することができます。